

第 22 期 定 時 株 主 総 会

(交付書面への記載を省略した事項)

・事業報告

1 企業集団の現況に関する事項

- 10. 財産及び損益の状況の推移
- 11. 主要な事業内容
- 12. 主要な営業所
- 13. 従業員の状況
- 14. 主要な借入先

4 会社の新株予約権に関する事項

5 会計監査人に関する事項

6 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況

7 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

・連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

・計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

・監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告
会計監査人の監査報告
監査役会の監査報告

東京地下鉄株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

1 企業集団の現況に関する事項

10 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第19期 2022年度	第20期 2023年度	第21期 2024年度	第22期 (当連結会計年度) 2025年度
営 業 収 益 (百万円)	345,370	389,267	407,832	422,414
経 常 利 益 (百万円)	19,694	65,866	77,008	79,234
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	27,771	46,262	53,748	59,015
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	47.80円	79.63円	92.51円	101.63円
総 資 産 (百万円)	2,002,821	2,022,524	2,029,745	2,047,168
純 資 産 (百万円)	633,344	668,395	716,529	734,751

当社の財産及び損益の状況

区 分	第19期 2022年度	第20期 2023年度	第21期 2024年度	第22期(当期) 2025年度
営 業 収 益 (百万円)	327,042	370,420	388,197	401,922
経 常 利 益 (百万円)	16,431	63,361	73,031	73,726
当 期 純 利 益 (百万円)	26,614	45,809	51,883	56,329
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	45.81円	78.85円	89.30円	97.00円
総 資 産 (百万円)	1,984,503	1,998,122	1,999,983	2,021,071
純 資 産 (百万円)	598,631	632,803	666,087	686,346

1 1 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

（1）運輸業

当期末における営業路線、駅数、営業キロ及び保有車両数は、次のとおりであります。

線 名	区 間	駅 数	営業キロ	保有車両数	備 考
銀 座 線	浅 草 ～ 渋 谷	19	14.2	240	—
丸ノ内線	池 袋 ～ 荻 窪	25	24.2	312	—
	中野坂上 ～ 方 南 町	3	3.2		
日比谷線	北 千 住 ～ 中 目 黒	22	20.3	308	東武伊勢崎線・日光線と相互直通運転
東 西 線	中 野 ～ 西 船 橋	23	30.8	520	J R 中央線・総武線及び東葉高速線と相互直通運転
千代田線	北 綾 瀬 ～ 代々木上原	20	24.0	382	J R 常磐線及び小田急小田原線・多摩線と相互直通運転
有楽町線	和 光 市 ～ 新 木 場	24	28.3	540	東武東上線及び西武有楽町線・池袋線と相互直通運転
副都心線	小竹向原 ～ 渋 谷	11	11.9		東武東上線、西武有楽町線・池袋線、東急東横線及び横浜高速みなとみらい線と相互直通運転 東急新横浜線及び相鉄新横浜線・本線・いずみ野線と直通運転
半蔵門線	渋 谷 ～ 押 上	14	16.8	270	東急田園都市線及び東武伊勢崎線・日光線と相互直通運転
南 北 線	目 黒 ～ 赤羽岩淵	19	21.3	146	東急目黒線・新横浜線及び埼玉高速鉄道線と相互直通運転 相鉄新横浜線・本線・いずみ野線と直通運転
全 線	—	180	195.0	2,718	—

（注）各線で重複する駅は、各線ごとに1駅として計上しております。

(2) 不動産事業

事業	事業内容
不動産事業	渋谷地下鉄ビルディング、渋谷マークシティ等で、ビル賃貸等を行っております。

(3) ライフ・ビジネスサービス事業

事業	事業内容
ライフサービス事業	商業ビル、駅構内店舗、駅売店等の商業施設の展開及び各種提携クレジットカードの発行等を行っております。
アドバイジングサービス事業	駅構内や車両内における広告媒体の運営・販売等を行っております。
コミュニケーションサービス事業	光ファイバーネットワークの芯線賃貸や通信事業者への営業許諾等を行っております。

1 2 主要な営業所（2026年3月31日現在）

(1) 当社

本社 東京都台東区

(2) 主要な子会社

株式会社メトロセルビス	本社	東京都台東区
株式会社メトロコマース	本社	東京都台東区
株式会社メトロステーションファシリティーズ	本社	東京都台東区
メトロ車両株式会社	本社	東京都台東区
株式会社メトロレールファシリティーズ	本社	東京都台東区
メトロ開発株式会社	本社	東京都中央区
東京メトロ電気メンテナンス株式会社	本社	東京都台東区
東京メトロ都市開発株式会社	本社	東京都新宿区
株式会社メトロプロパティーズ	本社	東京都台東区
株式会社メトロアドエージェンシー	本社	東京都港区
株式会社メトロライフサポート	本社	東京都台東区
株式会社メトロビジネスアソシエ	本社	東京都台東区

1 3 従業員の状況（2026年3月31日現在）

企業集団の従業員の状況

	従業員数	前連結会計年度末比増減
運 輸 業	10,439人	69人増
不 動 産 事 業	154人	6人増
ラ イ フ ・ ビ ジ ネ ス サ ー ビ ス 事 業	513人	6人増
そ の 他	335人	32人増
合 計	11,441人	113人増

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
9,532人	70人	39.7歳	14.9年

（注）帝都高速度交通営団における勤続年数を通算した平均勤続年数は、全従業員で18.1年であります。

1 4 主要な借入先（2026年3月31日現在）

借 入 先	借入額（百万円）
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	192,120
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	64,500
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	39,000
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	38,000
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	38,000
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	28,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	21,500
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	21,500
財 務 省	14,378
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	10,000
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,500

（注）上記には、シンジケートローンによる借入金（総額6,000百万円）は含まれておりません。

4 会社の新株予約権等に関する事項（2026年3月31日現在）

該当事項はありません。

5 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
報酬等の額	86百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	88百万円

(注) 1 当社会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査等の報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの総額を記載しております。

2 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

4 会計監査人の報酬等の額に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置等の内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積金額の算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、同意いたしました。

5 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合は、監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等解任又は不再任の必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 会計監査人が現に業務の停止処分を受け、その停止期間を経過しない者であるときは、その処分に係る事項

該当事項はありません。

7 会計監査人が過去2年間に受けた業務の停止処分に係る事項のうち、会社が事業報告の内容とすることが適切であるものと判断した事項

該当事項はありません。

8 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

該当事項はありません。

9 辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況

コンプライアンスの推進、財務報告の信頼性の確保、業務の有効性・効率性の向上及び資産の保全の4つの目的を達成するため、当社における内部統制システムの基本方針を次のとおり決議しております。

1 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンスに関する規程及び行動基準に基づき、取締役社長を最高推進責任者とする体制のもと、コンプライアンスを重視した職務の執行を推進する。
- ・総括推進責任者（最高推進責任者の指名した取締役又は執行役員）を委員長とするコンプライアンスに関する委員会を設置し、必要な案件を協議する。
- ・内部監査を担当する組織として取締役社長の直属にある監査室は、各部門の業務全般について内部監査に関する規程に基づき監査を実施する。
- ・コンプライアンスの一層の浸透を図るため、すべての役職員を対象とする研修を継続的に実施する。
- ・内部通報制度を設け、コンプライアンスに反する行為又は疑問のある行為に対して適切に対処する。内部

通報をした者に対しては、内部通報制度を活用したことを理由として、不利益な取扱いを行わない。

- ・財務報告の信頼性を確保するための内部統制を整備及び運用する。
- ・法令や規程等に基づき、開示すべき情報を適時適切に開示する。
- ・秩序や安全を脅かす反社会的勢力とは決して関係を持たず、反社会的勢力の活動を助長するような行為は行わない。

2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会及び経営会議の議事録、決裁文書その他取締役の職務執行に係る文書に関し、文書管理に関する規程に基づく保存期間、管理体制等の下で適切に保存及び管理する。

3 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスクマネジメントに関する規程及び基本方針に基づき、取締役社長を最高推進責任者とする体制のもと、リスク管理体制を構築し、具体的リスクへの対応を適切に実施する。
- ・総括推進責任者（最高推進責任者の指名した取締役又は執行役員）を委員長とするリスクマネジメントに関する委員会を設置し、必要な案件を協議する。
- ・鉄道輸送の安全確保のため、事故、災害及び不測の異常事態に関しては、事故、災害等の対策に関する規程に基づき適切に対応するほか、鉄道輸送について更なる安全管理体制の充実を図る。

4 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役社長を議長とする取締役会を原則として月1回以上開催し、経営に関する最重要事項の審議、取締役の職務執行状況の監督等を行うほか、経営の機動的かつ円滑な遂行のために、取締役社長を議長とする経営会議を原則として週1回以上開催し、経営に関する重要事項を審議する。
- ・取締役又は執行役員は、業務の執行状況について、取締役会及び経営会議において報告する。
- ・取締役会において中期経営計画に基づく経営目標値及び業績評価指標を踏まえた年度計画を策定し、業績の管理を行う。
- ・業務組織、業務分掌、職制及び職務権限に関する規程に基づき、組織的かつ効率的な職務執行を図る。

5 当社及び当社子会社（以下「グループ会社」という。）から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・コンプライアンス及びリスクマネジメントに関する規程に基づき、コンプライアンス及びリスクマネジメントへの取組みを、グループ全体として推進する。さらに、内部通報制度の相談・通報範囲をグループ全体とする。内部通報をした者に対しては、内部通報制度を活用したことを理由として、不利益な取扱いを行わない。
- ・グループ会社管理に関する規程に基づき、グループ全体の適正かつ効率的な業務執行を図る。
- ・財務報告の信頼性を確保するための内部統制を、グループ全体の取組みとして推進する。
- ・グループ会社は、グループ会社管理に関する規程の定めるところに従い、当社に報告し、決定に際しては、当社の承認を経るものとする。
- ・監査室は、グループ会社の業務全般について内部監査に関する規程に基づき監査を実施する。

6 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ・監査役室は業務執行部門から独立した組織とし、監査役室長は監査役の命を受け、監査役の監査に関する補助業務を行う。
- ・監査役室に室長を含む使用人数名を置き、監査業務を補助すべき専属の使用人とする。
- ・監査役室の使用人の人事については、監査役と事前協議する。

7 当社の監査役への報告に関する体制

- ・監査室は、内部監査結果について取締役社長に報告後、監査役に報告する。
- ・取締役及び使用人は、監査役監査規程の定めるところに従い、監査役に対し、計算書類及びその附属明細書、株主総会に提出する議案及び書類並びに会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び後発事象に関する文書を提出するとともに、業務執行に関する重要な決裁文書等の文書類を回付し、説明を行う。
- ・取締役及び使用人は、監査役会規程の定めるところに従い、監査役会において報告を行う。
- ・取締役及び使用人は、グループ会社管理に関する規程の定めるところに従い、グループ会社の取締役及び使用人から報告を受け、監査役に報告する。
- ・上記の報告をした者に対しては、当該報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行わない。

8 その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役は、監査役と定期的に意見交換をする。
- ・取締役は、監査役が監査役監査規程に基づき、重要な意思決定の経過、業務執行状況等を把握するため、重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができるよう措置する。

- ・監査室及び会計監査人は、監査役監査規程の定めるところに従い、監査の効果的な実施のため、監査役又は監査役会に、監査に関する報告をするほか、相互の監査計画についての意見の交換を図り、連絡を密にする。
- ・監査役又は監査役会は、その職務の執行上必要がある場合は、監査役監査規程に基づき、取締役社長の承認を得て監査役室以外の使用人に臨時に監査に関する業務を行わせることができる。
- ・監査役は、職務の執行上必要と認める費用について、監査役監査規程の定めに従い、会社に請求することができる。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) コンプライアンス

グループ全体でのコンプライアンス意識の向上を図るため、様々な機会で開催しています。当期は、当社グループの全ての社員を対象とした全社員研修のほか、新入社員研修、企業法務研修等の各種研修を実施しました。

また、内部通報制度として「企業倫理向上窓口」を社内及び社外に設置し、コンプライアンスに関する相談・通報を受け付けています。寄せられた相談・通報内容については社内調査を実施し、必要な対策を講じるなど、適切に対応しました。

このほか、反社会的勢力への対応として、取引先の信用調査に関する体制を整備し、新規取引先との取引開始時には外部調査機関等を活用した信用調査を実施するとともに、取引先と契約する際には、契約書に必ず反社会的勢力排除条項を盛り込むこととしています。

なお、コンプライアンスへの取組については年度ごとに取組計画を策定し、その取組状況等を「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」において定期的に確認しています。

(2) リスクマネジメント

リスクマネジメントの取組については、各部門及びグループ会社を対象に実施したリスク評価の結果等を踏まえて取組計画を策定し、リスクマネジメントに取り組んでいます。当期は、重点リスクとして「自然災害リスク」、「従業員等の不正・犯罪リスク」、「無差別襲撃リスク」、「連携・確認不足／教育不備リスク」、「情報セキュリティリスク」、「人財関連リスク」、「インフラ老朽化リスク」を選定してグループ全体で取り組み、個別リスクとして各部・各社が選定したリスク対策に取り組みました。また、事業継続計画（BCP）がより実効的なものとなるよう、訓練等を通じて適宜見直しを行っています。

なお、リスクマネジメントについてもコンプライアンスと同様に、その取組状況等を「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」において定期的に確認しています。

このほか、グループ全体でのリスクマネジメント意識の向上を図るため、経営層向けコンプライアンス・リスクマネジメント講演会を実施しました。

(3) 内部監査、財務報告に係る内部統制

内部監査計画に従い業務監査を実施したほか、財務報告に係る内部統制について有効性の評価を実施しました。

(4) グループ管理体制

当社同様グループ会社においても、コンプライアンス研修やリスク対策を行うなど、グループ全体でコンプライアンス及びリスクマネジメントに取り組んでいます。また、内部監査計画に従い業務監査を実施したほか、財務報告に係る内部統制について有効性の評価を実施しました。

なお、グループ会社管理に関する規程に基づき、必要な協議・報告をグループ各社から受けるほか、重要事項については当該規程で定められた手続に従い、関係各部にて審査・承認を行っています。また、経営管理部が関係各部及び各社への支援・指導を行うほか、監査室がグループ会社監査を実施することにより、グループ全体として適正かつ効率的な業務執行を図っています。

(5) 監査役の監査体制

監査役が取締役会及び経営会議等の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べるよう措置しており、開催された重要会議には、いずれも監査役が出席し、適宜議案審議及び必要に応じ意見を述べるなどしました。

また、重要な決裁文書等の文書類を閲覧し、必要に応じて当社取締役及び使用人に職務執行の説明を求めるほか、当社代表取締役・当社監査室・会計監査人それぞれと意見交換を行い、子会社の取締役及び監査役との意思疎通及び情報交換を行うなど、監査業務の有効性の確保に努めています。

加えて当期から新たに三様監査面談（監査役、会計監査人、監査室）を開催し、会計監査人、監査室との連携を一層深めております。

7 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

該当事項はありません。

以 上

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	58,100	62,167	579,777	－	700,044
当期変動額					
剰余金の配当			△35,432		△35,432
親会社株主に帰属する 当期純利益			59,015		59,015
自己株式の取得				△773	△773
自己株式の処分			△2	95	92
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	23,579	△677	22,902
当期末残高	58,100	62,167	603,356	△677	722,946

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	△24	62	16,447	16,485	716,529
当期変動額					
剰余金の配当					△35,432
親会社株主に帰属する 当期純利益					59,015
自己株式の取得					△773
自己株式の処分					92
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	42	△11	△4,711	△4,679	△4,679
当期変動額合計	42	△11	△4,711	△4,679	18,222
当期末残高	18	50	11,735	11,805	734,751

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 14社

連結子会社は、東京メトロ都市開発(株)、(株)メトロセルビス、(株)メトロコマース、メトロ開発(株)、(株)メトロライフサポート、東京メトロ電気メンテナンス(株)、メトロ車両(株)、(株)メトロフルール、(株)メトロプロパティーズ、(株)メトロアドエージェンシー、(株)メトロレールファシリティーズ、(株)メトロステーションファシリティーズ、(株)メトロビジネスアソシエ及び東京メトロアセットマネジメント(株)の14社であります。

(2) 非連結子会社数 2社

非連結子会社は、VIETNAM TOKYO METRO ONE MEMBER LIMITED LIABILITY COMPANY及び東京メトロエデュケーショナル(株)の2社であります。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 非連結子会社

非連結子会社のうち、VIETNAM TOKYO METRO ONE MEMBER LIMITED LIABILITY COMPANYに対する投資について持分法を適用しております。

(持分法の範囲から除いた理由)

東京メトロエデュケーショナル(株)は小規模であり、当期純損益及び利益剰余金等のうち持分に見合う額が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

(2) 関連会社

関連会社のうち、渋谷熱供給(株)、(株)はとバス、日本コンサルタンツ(株)及びリンクティビティ(株)の4社に対する投資について持分法を適用しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はすべて3月31日であり、連結決算日と同一であります。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

ア 有価証券

その他有価証券

(ア) 市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等による時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております)

(イ) 市場価格のない株式等

総平均法による原価法によっております。

(ウ) 組合出資金等 (金融商品取引法 (昭和23年法律第25号) 第2条第2項による有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

イ 棚卸資産

(ア) 商品

主として売価還元法による原価法によっております。

(イ) 貯蔵品

主として移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法) によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、取替資産については取替法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 12年～75年

機械装置及び運搬具 5年～17年

イ 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

施設利用権 5年～42年

ソフトウェア (自社利用) 5年

ウ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

ア 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

イ 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ウ 役員賞与引当金

役員（執行役員含む）に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

エ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、連結会計年度末要支給額を計上しております。なお、役員退職慰労金制度を2023年6月27日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって廃止し、それ以降追加の引当はありません。

オ 株式報酬引当金

役員（執行役員含む）に対する当社株式の交付に備えるため、株式の交付見込額に基づき計上しております。

カ 環境安全対策引当金

保管するポリ塩化ビフェニル（PCB）の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

キ 撤去損失引当金

契約に基づき将来発生が見込まれる固定資産等に関する当社が負担すべき撤去費用に備えるため、当連結会計年度末における撤去費用見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは顧客との契約について、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転し履行義務を充足した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、当連結会計年度より、一部業務移管及び組織変更を行ったことに伴い、「流通事業収入」を「ライフサービス事業収入」、「広告事業収入」を「アドバタイジングサービス事業収入」、「情報通信事業収入」を「コミュニケーションサービス事業収入」に変更しております。

ア 定期運輸収入

運送約款等に基づき、定期乗車券の有効期間にわたり同一の区間及び経路について列車による運送サービスを提供することを履行義務としており、有効期間の開始日の属する月から有効期間の経過に応じて収益を認識しております。取引の対価は、履行義務の充足前の一定時点に前もって受領しております。

イ 定期外運輸収入

運送約款等に基づき、列車による運送サービスを提供することを履行義務としており、当該履行義務は顧客への乗車券類等の発売日とサービス提供日は概ね一致していることから、顧客に発売した時点で収益を認識しております。取引の対価は通常、履行義務の充足前の一定時点に前もって受領しております。

ウ ライフサービス事業収入

主に駅構内や周辺の商業施設等における商品の販売及びサービスの提供から得られる収入であり、当社グループの履行義務が代理人に該当する取引について、受け取る対価の総額から第三者への支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。取引の対価は主に月次で請求しており、請求日から概ね翌月末までに受領しております。

エ アドバイジングサービス事業収入

主に駅構内や車両内における広告媒体の販売から得られる収入であり、顧客の広告を契約期間にわたり掲出し経過期間に応じて履行義務が充足されるため、サービスの提供期間にわたって収益を認識しております。取引の対価は主に月次で請求しており、請求日から概ね翌月末までに受領しております。

オ コミュニケーションサービス事業収入

主に当社鉄道施設における携帯電話に係る諸設備の営業許諾を行っており、サービスの提供に伴い一定期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は主に、履行義務の充足前の一定時点に前もって受領しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

ア 繰延資産の処理方法

社債発行費 支出時に全額費用処理しております。

イ 退職給付に係る会計処理の方法

(ア) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(イ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により費用処理しております。

ウ 工事負担金等の処理

地方公共団体等による工事負担金等（補助金、鉄道施設受贈財産評価額を含む）は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、連結損益計算書においては、工事負担金等相当額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

(追加情報)

<確定拠出年金制度への移行>

当社は、2025年4月1日に確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号2016年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号2007年2月7日）を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行いました。

当該事項に伴い「退職給付制度改定益」として、64億8百万円を当連結会計年度の連結損益計算書の特別利益に計上しております。

(収益認識に関する注記)

1 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの収益を、財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	運輸	不動産	ライフ・ビジネス サービス	その他	合計
定期運輸収入	134,162	－	－	－	134,162
定期外運輸収入	216,323	－	－	－	216,323
その他運輸業収入	33,225	－	－	－	33,225
不動産事業収入	－	1,998	－	－	1,998
ライフサービス事業収入	－	－	8,271	－	8,271
アドバイジングサービス事業収入	－	－	4,409	－	4,409
コミュニケーションサービス事業収入	－	－	4,157	－	4,157
その他	－	－	375	246	622
顧客との契約から生じる収益	383,710	1,998	17,214	246	403,171
その他の収益	397	12,456	6,389	－	19,243
合計	384,108	14,455	23,603	246	422,414

(注) 当連結会計年度より、事業収入の名称を、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、変更しております。

2 収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

契約資産は、主として一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが、未請求の作業に係る対価に関連するものであります。契約資産は権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。これは通常、請求書を顧客に発行した時点であります。

契約負債は、主として運輸業における定期乗車券について、顧客から受け取った前受対価に関連するものであり、有効期間が6か月以内であるため、1年以内に収益を認識しております。

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	40,884	42,795
契約資産	277	326
契約負債	23,890	24,994

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「未収運賃」及び「未収金」に含まれており、契約負債は、「前受運賃」、流動負債の「その他」及び固定負債の「その他」に含まれております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

- 1 当連結会計年度に一部業務移管及び組織変更を行ったことに伴い、「営業費」の一部を「運輸業等営業費及び売上原価」と「販売費及び一般管理費」の間で組み替えております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表を組み替えております。

この結果、前連結会計年度において、連結損益計算書の「営業費」の「運輸業等営業費及び売上原価」に含めて表示していた473百万円は、「販売費及び一般管理費」として組み替えております。

- 2 前連結会計年度において、連結損益計算書の営業外収益の「その他」に含めておりました「受取利息」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度における「受取利息」の金額は、76百万円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

当社は、連結計算書類の作成にあたって様々な会計上の見積りを行っております。

主な収益である旅客運輸収入についての見積りを基礎として、運輸業をはじめ、各セグメントの将来にわたる経営状況を予測するほか、2026年度以降の様々な制度や事象を考慮し、2026年度以降の旅客運輸収入をはじめとした将来収支を見積もっています。

この見積りをもとに策定した合理的な計画（※）に基づき、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性を見積っております。

なお、現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、見積りには不確実性を伴い、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

1 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 5百万円

有形固定資産及び無形固定資産の合計額 1,665,914百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

ア 金額の算出方法

当社グループでは、減損の認識の判定及び回収可能額の算定に際し、合理的な計画に基づきそれらを見積っております。

なお、資産のグルーピングについては、独立したキャッシュ・フローを生み出す単位を構成する物件を1つのグルーピングとしております。ただし、鉄道事業における固定資産についてはネットワーク性に鑑み、単一のグルーピングとして整理しております。

また、減損損失の測定にあたって割引率を用いる際、加重平均資本コストを採用することとしております。

イ 主要な仮定

上述の計画（※）を主な仮定としております。

ウ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響等

現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、将来の不確実な状況変化等によって影響を受ける可能性があり、見込んだ収益が得られなかった場合、又は算出の前提条件に変更があった場合には、減損損失の発生に重要な影響を与える可能性があります。

2 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

19,927百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

ア 金額の算出方法

当社グループでは、合理的な計画に基づき、将来の課税所得の発生時期や主要な一時差異等の項目にかかる解消年度のスケジュールリングを行い、企業分類を判定し、回収可能と見込まれる金額について繰延税金資産を計上しております。

イ 主要な仮定

上述の計画（※）を主な仮定としております。

ウ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響等

現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、将来の不確実な状況変化等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1 新線建設推進長期借入金及び新線建設推進資金信託

有楽町線延伸（豊洲・住吉間）、南北線延伸（品川・白金高輪間）及び豊洲駅の改良事業（以下「有楽町線、南北線延伸事業等」という。）のため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）より資金を借入れ、分別管理を目的として信託を設定しております。

2 担保に供している資産及び担保付債務

東京地下鉄株式会社法第3条及び附則第14条第1項の規定により、当社の総財産を社債597,000百万円の一般担保に供しております。

3 有形固定資産の減価償却累計額 2,021,292百万円

4 国庫補助金、工事負担金等による固定資産の圧縮記帳累計額 498,902百万円

なお、地方公共団体等による工事負担金等（補助金、鉄道施設受贈財産評価額を含む）に伴う圧縮記帳累計額は482,504百万円、収用等に伴う圧縮記帳累計額は16,398百万円となっております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	581,000,000	—	—	581,000,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	—	460,000	56,893	403,107

(注) 変動事由の概要は次のとおりであります。

(増加数の内訳)

自己株式の取得による増加 460,000株

(減少数の内訳)

株式報酬制度に伴う株式交付等による減少 56,893株

3 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	23,240	40	2025年3月31日	2025年6月26日
2025年10月31日 取締役会	普通株式	12,192	21	2025年9月30日	2025年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月24日 定時株主総会	普通株式	12,192	21	2026年3月31日	2026年6月25日

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの所要資金は、設備投資資金、社債償還及び借入金返済のための借換資金並びに運転資金に大別しております。このうち、設備投資資金及び借換資金については、社債発行や銀行等からの長期借入により調達し、運転資金の一時的な不足については、銀行からの短期借入により調達する方針であります。

また、一時的な余資については、年度ごとの資金運用方針に基づき、安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

新線建設推進資金信託は、有楽町線、南北線延伸事業等のため、鉄道・運輸機構より借り入れた資金の分別管理を目的として設定しており、信託財産は預金であります。

営業債権である受取手形及び売掛金、未収運賃並びに未収金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引相手ごとに期日及び残高を把握することにより管理しております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスク等に晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払消費税等並びに未払法人税等は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。

社債及び長期借入金は、主として設備投資及び前身の帝都高速度交通営団時代の地下鉄ネットワークの整備拡充に必要な資金の調達を目的としたものであります。また、新線建設推進長期借入金は、有楽町線、南北線延伸事業等のため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、総額192,120百万円を鉄道・運輸機構より借り入れたものであります。これらはすべて固定金利であり、また、返済・償還期限が長期間となっており、将来の想定外の事由によるフリー・キャッシュ・フローの減少に伴い、支払期日に支払いを実行できなくなるリスクに晒されております。

2 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、現金及び預金、受取手形及び売掛金、未収運賃、未収金、有価証券、支払手形及び買掛金、未払金、未払消費税等並びに未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

新線建設推進資金信託は、信託財産構成物がすべて預金であるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券	156	156	－
資産計	156	156	－
(2) 社債	597,000	419,283	△177,716
(3) 長期借入金	282,379	242,708	△39,671
(4) 新線建設推進長期借入金	192,120	124,744	△67,375
負債計	1,071,499	786,736	△284,763

(注) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。なお、投資事業有限責任組合等への出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	4,726
投資事業有限責任組合等への出資金	2,634

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	156	—	—	156

（2）時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	419,283	—	419,283
長期借入金	—	242,708	—	242,708
新線建設推進長期借入金	—	124,744	—	124,744

（注） 1 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格（売買参考統計値）に基づき評価しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及び新線建設推進長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法等によっており、レベル2の時価に分類しております。

なお、長期借入金のうち、財政投融資資金と新線建設推進長期借入金については、法令等に基づく特殊な金銭債務であり、同様の手段での再調達が困難なため、新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で、元利金の合計額を割り引いた現在価値により算定しております。

2 長期借入金の連結貸借対照表計上額及び時価については、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

3 社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	20,000	40,000	20,000	30,000	20,000	467,000
長期借入金	23,666	32,920	38,572	22,196	1,472	163,552
新線建設推進長期借入金	—	—	—	—	—	192,120
リース債務	248	186	117	83	36	—
合計	43,914	73,106	58,689	52,279	21,508	822,672

(賃貸等不動産に関する注記)

当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル及び商業施設等を有しております。2026年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は6,378百万円（賃貸収益は営業収益に、賃貸費用は営業費に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
82,965	15,110	98,076	163,080

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 当連結会計年度増減額のうち、主な増減額は不動産の取得によるものであります。

3 連結決算日における時価は、主要な物件については不動産鑑定評価基準に基づく価額、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額等でありま

(資産除去債務に関する注記)

当社の鉄道路線は、主として道路の地下を運行しているため、道路法（昭和27年法律第180号）第40条の規定により、道路占用を廃止した場合には、これらの施設を撤去し、原状回復する義務を有しておりますが、道路占用を廃止する蓋然性は極めて低いことから、当該資産除去債務を計上しておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,265円51銭
1株当たり当期純利益	101円63銭

(その他の注記)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
			その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
		資本準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	58,100	62,167	434,000	111,845	545,845	－	666,112
当期変動額							
剰余金の配当				△35,432	△35,432		△35,432
当期純利益				56,329	56,329		56,329
自己株式の取得						△773	△773
自己株式の処分				△2	△2	95	92
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 （ 純 額 ）							
当期変動額合計	－	－	－	20,894	20,894	△677	20,216
当期末残高	58,100	62,167	434,000	132,739	566,739	△677	686,328

	評価・換算 差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△24	666,087
当期変動額		
剰余金の配当		△35,432
当期純利益		56,329
自己株式の取得		△773
自己株式の処分		92
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	41	41
当期変動額合計	41	20,258
当期末残高	17	686,346

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法によっております。

その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等による時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております)

② 市場価格のない株式等

総平均法による原価法によっております。

③ 組合出資金等 (金融商品取引法 (昭和23年法律第25号) 第2条第2項による有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法) によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、取替資産については取替法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	12年～50年
構築物	12年～75年
車両	13年
機械装置	5年～17年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

施設利用権	5年～42年
ソフトウェア (自社利用)	5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員（執行役員含む）に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、事業年度末要支給額を計上しております。なお、役員退職慰労金制度を2023年6月27日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって廃止し、それ以降追加の引当はありません。

(6) 株式報酬引当金

役員（執行役員含む）に対する当社株式の交付に備えるため、株式の交付見込額に基づき計上しております。

(7) 環境安全対策引当金

保管するポリ塩化ビフェニル（PCB）の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(8) 撤去損失引当金

契約に基づき将来発生が見込まれる固定資産等に関する当社が負担すべき撤去費用に備えるため、当事業

年度末における撤去費用見込額を計上しております。

4 重要な収益及び費用の計上基準

当社は顧客との契約について、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転し履行義務を充足した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

（1）定期運輸収入

運送約款等に基づき、定期乗車券の有効期間にわたり同一の区間及び経路について列車による運送サービスを提供することを履行義務としており、有効期間の開始日の属する月から有効期間の経過に応じて収益を認識しております。取引の対価は、履行義務の充足前の一定時点に前もって受領しております。

（2）定期外運輸収入

運送約款等に基づき、列車による運送サービスを提供することを履行義務としており、当該履行義務は顧客への乗車券類等の発売日とサービス提供日は概ね一致していることから、顧客に発売した時点で収益を認識しております。取引の対価は通常、履行義務の充足前の一定時点に前もって受領しております。

5 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（1）繰延資産の処理方法

社債発行費 支出時に全額費用処理しております。

（2）退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（3）工事負担金等の処理

地方公共団体等による工事負担金等（補助金、鉄道施設受贈財産評価額を含む）は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等相当額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

(追加情報)

<確定拠出年金制度への移行>

当社は、2025年4月1日に確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号2007年2月7日)を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行いました。

当該事項に伴い「退職給付制度改定益」として、64億8百万円を当事業年度の損益計算書の特別利益に計上しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報については、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(表示方法の変更に関する注記)

- 1 当事業年度に一部業務移管及び組織変更を行ったことに伴い、「鉄道事業」と「関連事業」の間で一部の営業収益及び営業費を組み替えております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表を組み替えております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「鉄道事業」の「営業収益」に含めて表示していた417百万円は、「関連事業」の「営業収益」として組み替えております。また、「鉄道事業」の「営業費」に含めて表示していた473百万円は、「関連事業」の「営業費」として組み替えております。

- 2 前事業年度において、貸借対照表の投資その他の資産の「長期貸付金」に含めておりました「関係会社長期貸付金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度における「関係会社長期貸付金」は2,600百万円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

当社は、計算書類の作成にあたって様々な会計上の見積りを行っております。

主な収益である旅客運輸収入についての見積りを基礎として、運輸業をはじめ、各セグメントの将来にわたる経営状況を予測するほか、2026年度以降の様々な制度や事象を考慮し、2026年度以降の旅客運輸収入をはじめとした将来収支を見積もっております。

この見積りをもとに策定した合理的な計画(※)に基づき、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性を見積っております。

なお、現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、見積りには不確実性を伴い、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

1 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 2百万円

有形固定資産及び無形固定資産の合計額 1,644,271百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

ア 金額の算出方法

当社では、減損の認識の判定及び回収可能額の算定に際し、合理的な計画に基づきそれらを見積っております。

なお、資産のグルーピングについては、独立したキャッシュ・フローを生み出す単位を構成する物件を1つのグルーピングとしております。ただし、鉄道事業における固定資産についてはネットワーク性に鑑み、単一のグルーピングとして整理しております。

また、減損損失の測定にあたって割引率を用いる際、加重平均資本コストを採用することとしております。

イ 主要な仮定

上述の計画（※）を主な仮定としております。

ウ 翌事業年度の計算書類に与える影響等

現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、将来の不確実な状況変化等によって影響を受ける可能性があり、見込んだ収益が得られなかった場合、又は算出の前提条件に変更があった場合には、減損損失の発生に重要な影響を与える可能性があります。

2 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

22,861百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

ア 金額の算出方法

当社では、合理的な計画に基づき、将来の課税所得の発生時期や主要な一時差異等の項目にかかる解消年度のスケジューリングを行い、企業分類を判定し、回収可能と見込まれる金額について繰延税金資産を計上しております。

イ 主要な仮定

上述の計画（※）を主な仮定としております。

ウ 翌事業年度の計算書類に与える影響等

現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っておりますが、将来の不確実な状況変化等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

- 1 担保に供している資産及び担保付債務
東京地下鉄株式会社法第3条及び附則第14条第1項の規定により、総財産を社債597,000百万円の一般担保に供しております。
- 2 有形固定資産の減価償却累計額 2,005,386百万円
- 3 事業用固定資産の内訳
- | | |
|--------|------------|
| 有形固定資産 | |
| 土地 | 226,278百万円 |
| 建物 | 192,012百万円 |
| 構築物 | 761,895百万円 |
| 車両 | 130,182百万円 |
| その他 | 71,986百万円 |
| 無形固定資産 | 102,988百万円 |
- 4 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- | | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 3,337百万円 |
| 長期金銭債権 | 4,523百万円 |
| 短期金銭債務 | 42,696百万円 |
| 長期金銭債務 | 2,719百万円 |
- 5 国庫補助金、工事負担金等による固定資産の圧縮記帳累計額 498,902百万円
なお、地方公共団体等による工事負担金等（補助金、鉄道施設受贈財産評価額を含む）に伴う圧縮記帳累計額は482,504百万円、収用等に伴う圧縮記帳累計額は16,398百万円となっております。

(損益計算書に関する注記)

- 1 営業収益の合計 401,922百万円
- 2 営業費の内訳
- | | |
|------------|------------|
| 運送営業費 | 207,380百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 24,418百万円 |
| 諸税 | 15,408百万円 |
| 減価償却費 | 72,707百万円 |
- 3 関係会社との取引高
- | | |
|-----------------|-----------|
| 営業取引による取引高 | |
| 営業収益 | 7,428百万円 |
| 営業費 | 45,516百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 12,036百万円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式

403,107株

(退職給付に関する注記)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けている他、確定拠出年金制度を設けております。

なお、当社は2025年4月1日に確定給付企業年金制度の一部について、確定拠出年金制度へ移行しました。

2 確定給付企業年金制度

(1) 退職給付債務に関する事項 (2026年3月31日現在)

ア 退職給付債務	△115,385百万円
イ 年金資産	92,075百万円
ウ 未積立退職給付債務 (ア+イ)	△23,310百万円
エ 未認識過去勤務費用	△2,111百万円
オ 未認識数理計算上の差異	△14,553百万円
カ 貸借対照表計上額純額 (ウ+エ+オ)	△39,974百万円
キ 前払年金費用	28,066百万円
ク 退職給付引当金 (カ+キ)	△68,041百万円

(2) 退職給付費用に関する事項

ア 勤務費用	4,316百万円
イ 利息費用	2,141百万円
ウ 長期期待運用収益	△1,891百万円
エ 過去勤務費用の費用処理額 (△：費用の減額)	△333百万円
オ 数理計算上の差異の費用処理額 (△：費用の減額)	△1,793百万円
カ 退職給付費用 (ア+イ+ウ+エ+オ)	2,439百万円

(3) 退職給付債務等の計算基礎

ア 退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
イ 割引率	1.82%
ウ 長期期待運用収益率	2.0%
エ 過去勤務費用の額の処理年数	15年
オ 数理計算上の差異の処理年数	15年
カ 予想昇給率	4.9%

3 確定給付企業年金制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、1,678百万円でありました。

(税効果会計に関する注記)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	21,433百万円
未収連絡運賃	171百万円
賞与引当金	3,558百万円
期渡修繕撤去工事	962百万円
関係会社株式（事業再編に伴う税効果額）	908百万円
投資有価証券等評価損	2,767百万円
未払社会保険料	602百万円
資産除去債務	883百万円
減損損失	1,131百万円
撤去損失引当金	647百万円
未払事業税等	877百万円
受託工事事務費	364百万円
その他	2,421百万円
繰延税金資産小計	36,731百万円
評価性引当額	△4,980百万円
繰延税金資産合計	31,750百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	8,841百万円
その他	47百万円
繰延税金負債合計	8,888百万円
繰延税金資産の純額	22,861百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合（％）	関連当事者との 関係	取引内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	小坂 彰洋	—	—	当社代表取締役 社長	(被所有) 直接0.0	—	金銭報酬債権の 現物出資に伴う 自己株式の処分 (注)	14	—	—
役員	上原 淳	—	—	当社代表取締役 副社長	(被所有) 直接0.0	—	金銭報酬債権の 現物出資に伴う 自己株式の処分 (注)	11	—	—
役員	潮田 勉	—	—	当社代表取締役 副社長	(被所有) 直接0.0	—	金銭報酬債権の 現物出資に伴う 自己株式の処分 (注)	11	—	—

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資であります。

(資産除去債務に関する注記)

当社の鉄道路線は、主として道路の地下を運行しているため、道路法（昭和27年法律第180号）第40条の規定により、道路占用を廃止した場合には、これらの施設を撤去し、原状回復する義務を有しておりますが、道路占用を廃止する蓋然性は極めて低いことから、当該資産除去債務を計上しておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,182円14銭
1株当たり当期純利益	97円00銭

(その他の注記)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

東京地下鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小口 誠 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 久美子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京地下鉄株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京地下鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

東京地下鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 口 誠 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後 藤 久 美 子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京地下鉄株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程等に準拠し、監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ア 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - イ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ウ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ア 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- イ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ウ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載の当社取締役一名による当社社員に対する不適切な言動に関する通報事案が発生したのち当該取締役が辞任した案件について、監査役会は、当社の対応、経営陣による当該事案の原因分析に基づく再発防止策の検討及び実施状況を取締役会、関係部門からの報告等を通じて監視致しましたが、現時点においてガバナンス上の対応に問題はないと考えており、引き続き本件に関連する対応について注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

東京地下鉄株式会社 監査役会

常勤監査役 佐久間 妙 子 ㊟

常勤監査役（社外監査役） 櫛 引 雅 亮 ㊟

監査役（社外監査役） 坂 井 辰 史 ㊟

監査役（社外監査役） 延 與 桂 ㊟

以 上